

市民の生活と健康を守るための 恒久的な水道料金の減免制度の実施を

● 2020年9月からの水道料金値上げ計画は住民合意が不十分

川口市は平均25.01%もの水道料金値上げについて、2019年に行われた川口市上下水道事業運営審議会で、審議終了まで資料及び議事録は公開しない事を確認し審議を進めました。

党市議団は、水道料金大幅改定について

- ① 市民合意が不十分である
- ② 大幅な負担増である
- ③ 川口市にも低所得世帯に水道料金・下水道使用料の減額制度を創設すべきである

と市民の声をもとに主張し4月30日に市長に対して「新型コロナウイルス感染拡大に伴う市の支援充実を求める要望書」を提出するなど、9月からの値上げを撤回するよう求めてきました。

● 撤回は4カ月のみ—2021年1月から水道料金値上げが実施

料金改定の延期に伴って地方公営企業法のもとの水道事業のあり方や、水道法に基づく総括原価方式の採用など市内各地で市民にきちんと説明の場、ならびに市民の意見を聞く場を設けるべきと主張しました。

一般会計による財政措置は住民の福祉の増進を図ることを位置づけている地方自治法の主旨からしても、大切なことです。

水道事業は地方公営企業法のもとに独立採算が求められていますが、そもそも命に関わる水についての料金がそのような仕組みでよいのか、国の政治の在り方も問われ国庫補助での対応を求めています。

● 川口市議会が国に意見書を提出(2020年9月)

「本市では、経営の効率化、健全化に努めるとともに、将来にわたり水道を持続可能なものとするため、令和3年1月から平均改定率を25.01%とする水道料金の改定を予定している。」「本市の水道料金は、改定後もなお交付金の交付基準として国が示す料金に達しないことから、採択基準に合致せず、水道施設の更新や耐震化に対し、国からの財政支援を受けることができない状況にある。」「政府は、水道事業の公共性を重視し、水道施設の更新及び耐震化を保障するために財政支援の一層の拡充を行うよう求める。」

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

● 生活保護世帯も対象にすべき

市・県民税が非課税で22歳以下の子を扶養している世帯又は、児童扶養手当の受給世帯を対象に10月から基本料金の減免が始まりますが生活保護世帯は対象ではありません。市は生活保護世帯には、日常的に必要な光熱水費相当分が生活保護費として支給されていることを理由に減免対象外とするとしています。

*生活保護制度は憲法で保障された生きるための権利です。

国は、2018年10月から3年かけて段階的に生活保護費のうち食費や光熱費などにあてる生活扶助費を減額しました。減額は利用世帯の67%、最大5%削減される世帯もあります。居住地域で違いはありますが中学生と小学生がいる40代夫婦世帯では月約20万5000円が約19万円となりました。

● 恒久的な水道料金の減免制度として制度の拡充を

*埼玉県内の自治体ではすでに減免制度を実施しています

さいたま市には水道料金の減免制度があります。生活保護の受給者、児童扶養手当の受給者、住民税非課税世帯などに1か月の水道料金のうち最小口径の基本水量相当額を減免しています。

補聴器購入における 助成制度の実施を

(板橋ひろみ議員が一般質問)



加齢性難聴は耳の動脈硬化が原因とされ、高齢化すると多くの人が難聴になり70歳以上の約半数が難聴者という推計もあります。「聞こえないから不便だ」というだけの問題ではなく、加齢性難聴が人間の心身全般の健康、ひいては命に関わるからです。カナダで60歳以上の3,575人を12年間追跡した調査結果では、難聴であることが後の死亡率の増加につながることを報告しています。また、アメリカでは数百人規模の調査を行い、

語音聴力の低下と脳機能低下やアルツハイマー病発症率の上昇とが、関係することを示しています。日本では、65歳以上の580人に3年間の追跡調査を行い、老人性難聴がうつの発症率増加につながることを示しています。

加齢性難聴はただ「聞こえないから不便」という問題にとどまらず、聞こえないことで他人との関わりを敬遠するようになり、家に引きこもり、日常の活動が低下するなど健康状態の悪化を招く危険があります。9月議会では日本共産党板橋ひろみ議員が、一般質問で「補聴器購入の助成制度の実施を」を訴えました。

現在、補聴器の所有率は14%程度(欧米では30~50%)ですが、補聴器購入価格が1台で数十万円という高額であることや、公的補助がごく一部に限られている事など(欧米では補聴器利用に伴う個人負担が少ない)補聴器を利用するうえで、ハードルが高いのが現実です。

現在、少なくとも39市町村が補聴器購入の助成制度を実施、東京23区では6割が実施しています。多くが65歳以上を対象(住民非課税世帯等の所得制限を設定している自治体もあり)としています。答弁では「他の自治体の実施状況を参考にするとともに調査・研究をする」との事でした。

日本共産党川口市議団は今後も、この問題において学習を重ね「補助制度実現」に向けて奮闘してまいります。



豪雨災害から 市民の生命と財産を守るために

～災害時の機能が維持されるポンプ場へ～

川口市が管理する下水道ポンプ場は21施設あり、そのうち新基準に適合した2施設を除く、19施設の耐震化が必要となっており、残り15施設、耐震率は28.5%となっています。さらに、川口市下水道総合地震対策計画第2期計画に基づき、引き続いたの耐震化事業に着手していますが、災害時にポンプ場が被災した際、市民生活に与える影響が大きいとされる汚水施設や、職員が常勤し集中監視設備がある施設など、優先順位の高い施設から耐震診断及び、耐震化を進めていくことが示されています。



その中でも、元郷排水ポンプ場は、雨天時に旧芝川に流入する雨水を荒川へ放流し、晴天時は旧芝川の水位を保持する役割を持ち、市内のポンプ場やポンプ室を24時間365日体制で監視しながら、異常があれば現場に急行、市民の生命と財産を守っています。排水ポンプ場の機能不全は絶対に回避しなければなりません。そのためにも、雨水ポンプなどの機械設備や電気設備の多くが耐用年数を超えている状況の改善が必要です。現在は元郷排水ポンプ場のように集中管理体制の中で監視が行われていますが、改めて電源設備の更新や非常時にも適応できる、技術職の職員体制の強化が必要です。

川口は多くの川に囲まれ、内水氾濫などが起きやすく水害対策は喫緊の課題です。一般質問では災害時に対応できるポンプ施設など、平日頃からの点検と備えが必要であることを9月定例市議会一般質問で訴えました。